

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R4.9.6	R4.11.1	・令和4年5月16日付「車両の適正な管理について（報告）」	3	1					1										(第7条第2号) 法人が雇用している個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	建設局 公園緑地部 管理課
2	R4.9.6	R4.11.4	・04建公管第73号「車両の適正な管理について（通知）」 ・令和4年5月31日付「自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が過ぎた車両の使用について（報告）」 ・04建公管第74号「車両の適正な管理について（通知）」	7	1																建設局 公園緑地部 管理課
3	R4.9.10	R4.11.7	・都立公園等指定管理者の管理運営状況に対する一次評価の決定（平成28年度～令和2年度分） ・夢の島公園・夢の島熱帯植物館 年間事業報告書（平成28年度～令和2年度分）	※	1																建設局 公園緑地部 管理課
4	R4.9.9	R4.11.7	令和3年9月21日付東京外環道・調布市トンネル陥没事故についての知事宛投書	10	1					1	1									(第7条第2号) 差出人の氏名・住所であり、特定の個人を識別することができるため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (第7条第2号及び第4号) 差出人の氏名、役職であり、特定の個人を識別することができるため。 差出人の印影であり、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため。 (第7条第2号) 差出人の氏名であり、特定の個人を識別することができるため。 (第7条第2号) 差出人の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）であり、特定の個人を識別することができるため。	建設局 三環状道路整備推進部 整備推進課

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
5	R4.9.8	R4.11.8	<p>開示請求者〇〇（以下、「当社」という。）は、令和〇年〇月〇日、東京都に対して調停事件を申し立てた（〇〇裁判所令和〇年（〇）第〇号 土地取得等の協議内容に関する調停申立事件、以下、「本件調停事件」という。）。</p> <p>本件調停事件は、第1回調定期日として、令和〇年〇月〇日〇時〇分、第2回調定期日として、令和〇年〇月〇日〇時〇分が指定された。しかしながら、東京都は、上記第2回調定期日につき、調定期日に欠席してしまった。そこで、開示請求者は、貴庁に対して、本件調停事件に関し、</p> <p>③ 第1回調定期日後に、東京都内部にて、本件調停事件の第2回調定期日について、どのような方針で対応するかについて協議・検討・報告等した内容を記した書面の全ての開示を求める。</p> <p>なお、本件調停事件における東京都側の送達場所は、「東京都総務局総務部法務課」であった。</p>				1												当該請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 用地部 調整課

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R4.9.8	R4.11.8	令和4年3月30日付3建用調第213号「調停資料の調査について（回答）」	※	1														<p>(第7条第6号) 調停手続での都側の主張に直結する内容が記載された部分であり、これを事後的にでも公にしなければならないとすると、調停手続において当事者や調停委員等が自由かつ率直な意見等を表明することが困難となることは明らかであり、調停の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) 都が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより都の契約等に係る事務に関し、都の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、用地取得事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第4号) 代理人印影による文書偽造などの犯罪に利用されるおそれがあり、公共の安全に影響を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第2号、第3号及び第6号) 2号：個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 3号：公にすることにより、一般に公表していない法人の財産等に係る情報が明らかとなり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 6号：都が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより都の契約等に係る事務に関し、都の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、用地取得事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第3号及び第6号) 3号：公にすることにより、一般に公表していない法人の財産等に係る情報が明らかとなり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 6号：都が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより都の契約等に係る事務に関し、都の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、用地取得事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	建設局 用地部 調整課
7	R4.10.28	R4.11.10	・令和3年度 都市計画公園・緑地事業等都費補助金の額の確定一覧表 ・令和3年度 だれもが遊べる児童遊具広場事業に対する都費補助金の額の確定一覧表	※	1														建設局 公園緑地部 公園建設課	
8	R4.10.31	R4.11.11	東部鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業事業認可取得時作成の設計概要図（参考）	※	1														建設局 道路建設部 鉄道関連事業課	
9	R4.11.11	R4.11.18	初沢（3-3）急傾斜地崩壊防止工事（その5）の竣工図一式（個人情報を除く）	※	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課	

